スウェーデンの平時の危機管理体制

森山 高根

はじめに

- I 安全保障 民間防衛
- Ⅱ 危機管理
 - 1 スウェーデン議会国防委員会
 - 2 政府
 - 3 政府事務局
 - 4 国防省民間防衛局 (CIV)
 - 5 危機管理庁
 - 6 救難救護庁
 - 7 沿岸警備庁(KBV)
- Ⅲ 法制の枠組み

はじめに

非同盟・中立政策の外交と社会福祉の先進国として知られるスウェーデンは、ナポレオン戦争後の1814年に締結したキール条約以降現在にいたる200年近く、一度も戦争を経験せず、平和を保ってきた。これは1815年のウィーン条約で中立を認められたスイスとならんで、ヨーロッパ諸国の中では稀有の例である。面積こそ日本の1.2倍はあるが人口は1000万に満たない小国が、中立政策を堅持し、北欧の楽園と羨望された社会福祉先進国を作り上げるには、確固とした安全保障政策が不可欠であった。

その背景にはスウェーデンが経験してきた 長い戦争の歴史がある。かつてスウェーデン は強大な軍事力を有し、17世紀の30年戦争 を契機にバルト帝国の栄華を誇った。しかし、 18世紀初頭から19世紀にかけて、ロシアとの 北方戦争からナポレオン戦争にいたる幾多の 戦争を経験し、疲弊していった。以後スウェー デンは、常に北方のロシアの脅威に曝されな がら、第1次世界大戦においてはデンマーク、 ノルウェーとともに中立を維持したものの、受 けた経済的、社会的打撃は深刻であった。第 2次世界大戦では、フィンランドを含む北欧4 国は一致団結して中立政策を維持する方針で あったが、フィンランドは枢軸国、デンマーク とノルウェーは連合国側に立ち、スウェーデ ンだけがかろうじて中立を守ることができた。 小火器から戦闘機にいたるまで自前の最新鋭 兵器で自国の安全を確保するスウェーデンの 重武装専守防衛中立国の考え方は、まさに歴史 上の経験とそれによって培われた国民の国防 意識に基づくものなのである。近年、スウェー デンの安全保障に関する考え方は、国際情勢 の変化とともに大きく変わりつつあるが、軍 事・民事に係る危機管理体制がいかに国の隅々 にまでいきわたっているかは、たとえば地方 自治体のウェッブサイトを見れば容易に理解 できよう。本稿では、2002年に再編新設され た危機管理庁を中心に、平時の危機管理、緊 急事態対処の概要を説明する。

I 安全保障

スウェーデンの安全保障に対する基本政策 は全体防衛(トータル・ディフェンス)である。 全体防衛はスウェーデンが戦争に対処するた めの行動で、軍事活動(軍事防衛)と民間活動(民 間防衛)からなる(全体防衛及び緊急事態態勢に関する法律(1992:1403)第1条、以下「法律」とする)。

スウェーデンにおいて全体防衛という国防の基本方針が確立されたのは、1968年のスウェーデン議会におけるステートメントによってである。これは現代の戦争は総力戦であり、その影響は社会のあらゆる分野に及ぶため、戦争遂行には軍・民の協調が不可欠であるとの考え方に基づく。

全体防衛の目的は、①軍事攻撃に対する防衛、②国境警備、③世界の平和と安全への貢献、 ④平時における緊急事態への対処、に大別できる。この軍事防衛、民間防衛、防災、沿岸警備を含む広い意味の安全保障を国防省が所管する。

しかし冷戦体制の崩壊によって安全保障の考え方が変わるとともに、全体防衛も現代にマッチした制度へと大きく変貌しつつある。武力侵攻の脅威は現実性を失い、安全保障の対象は軍事関連から高度に発達した技術・情報社会が抱える様々な脅威や脆弱性、たとえばIT問題、各種テロ、自然災害、民族紛争、核関連事件などに重点が移りつつある。

民間防衛

民間防衛には、保健衛生、救急・救難サービス、電力供給、上水道など戦時や緊急時において確保しなければならない国民生活に不可欠な非軍事のすべてのサービスが関わる。そのため民間防衛においては、国、地方公共団体、企業その他あらゆる組織が各の役割を果たすことが要求される。したがって、民間防衛はひとつの組織や活動ではなく、社会の力が最大限発揮できるよう多数の関係者の協力によってなされる複雑な一連の作戦活動となる。そのため民間防衛の全体像を統一的なチャートによって説明することはほとんど不

可能に近い。

民間防衛の目的は、①国民の保護、すなわち食料·水、エネルギー、交通手段の確保などによる国民生活の安定、②国及び地方の重要な機能の確保、③近隣諸国の平和と安全に対する貢献、④平時における重大な緊急事態に対する社会の防備能力を強化することにある。ただ民間防衛においては、国民の保護に最大限の考慮が払われる一方、緊急事態という特別の理由に基づく国民の権利、財産に対する制約が重要な問題として存在する。行政機関はそれぞれの所管分野における民間防衛に責任を持ち、国防省が全体の調整を行う。

スウェーデンにおける民間防衛の歴史をみると、すでに 1920 年代から 30 年代の初めにかけて、戦時に市民を保護するための法律制定の動きがみられた。第二次世界大戦を前に、1937 年に防空法 (1937:504) が制定され、警報設備やシェルターが建造された。1944 年に最初の民間防衛法 (1944:536) が制定され、その後 1960 年に新たな民間防衛法 (1960:74)が、さらに 1994 年に現行の民間防衛に関する法律 (1994:1720) が制定された。

Ⅱ 危機管理

一般に「危機 (kris)」とは、戦時、平時を問わず、社会の機能を麻痺させ市民の生命・身体・財産を危険に曝す事件をいう。これに対して的確に対処しなければ国や地方自治体に対する信頼が失われ、ひいては国の安全と民主主義が危殆に瀕することになる。平時における危機の定義は、平時の危機管理及び緊急事態態勢のための措置に関する命令(以下「命令」とする。)第3条、危機管理庁設置令(以下「設置令」とする。)第1条に規定されている。なお、「危機」という用語は、この命令において新たに使用されたもので、これまでの緊急事態関

係諸法令では使用されていない。また、平時 の危機管理に関する法令の適用は、軍事関係 を除き、民間防衛に限られる(命令第2条)。

危機への対処は、統一的な危機管理体制に基 づいて行われる。準備態勢は、通常の態勢か ら状況に応じてレベルが上げられ、厳戒緊急 事態態勢と最高緊急事態態勢からなる緊急事 態態勢をとることができる。対処体制は、国 を中央レベル、地方レベル、地域レベルに分け、 それぞれを政府・関係行政機関、21のレーン (レーン庁)、290 のコミューンが所管する。こ れに対応する軍組織は、総司令部・参謀本部、 29の分区を含む4軍管区で、特に必要がある 場合にはそれぞれのレベルで協力する。危機・ 非常事態においてはまず下位のレベルで対処 し、それが不可能な場合に上位レベルで行う ことを原則とする。平時の危機管理体制にお いて中核的な役割を果たす機関が危機管理庁 である。

平時における危機管理に関連する主要な組織は、以下のとおりである。

1 スウェーデン議会国防委員会

スウェーデン議会に 16 ある常任委員会のひ とつで、委員長及び副委員長を含む 17 名の委 員で構成される。委員会の所管事項は、①全 体防衛の軍事関連分野、②他の委員会に属し ない全体防衛の民事関連分野、③全体防衛に おける調整、④平時の救難・救護サービス、 ⑤沿岸警備である(国会規則(1974:153) 第 4 章第 6 条の補足規定 4-6-7)。

2 政府

法案や予算案の作成・提出及びその執行に よって最終的な危機管理を行う。政府は厳戒 緊急事態態勢、最高緊急事態態勢の決定を行 う(法律第3条)。

3 政府事務局

危機管理庁が状況の説明を行い、分析等を 提出する(設置令第8条、第9条)。

4 国防省民間防衛局(CIV)

国防省には、局として財務・人事・調整、安全保障政策・国際問題、全体防衛軍事、民間防衛の4局が置かれ、民間防衛局が民間防衛に関する事項の調整の権限を有する。局の所管事項は、民間防衛全般、平時の非常事態、防災、国際活動、救難サービス、危険物質の運搬、防衛志願者組織、核・生物・化学兵器、IT セキュリティー、政府部門における危機管理能力の拡充・強化と多岐にわたる。これらの個別分野を所管する組織として危機管理庁、救難救護庁、沿岸警備庁、心理防衛委員会が存在する。国防省は、原則として、目標やガイドラインの策定、資金の配賦などの企画立案を行うだけで、決定や執行に関して指揮命令をすることはない。

5 危機管理庁

2002年7月1日民間緊急事態庁 (ÖCB) と 心理防衛委員会 (SPF) の一部を再編統合し、新たに危機管理庁 (以下 KBM とする。) が設置された。近年多発するテロ行為や伝染病、あるいは将来予想される IT 関連の事故が、社会の脆弱性と安全性に対する危機感を強め、緊急時における安全と準備について十分な権限と組織を有する企画調整組織の新設が急がれたことによる。ただこれは、米国の 9.11 テロなどを直接の契機とするものではなく、本稿Iで触れたスウェーデンの安全保障政策の基本方針の変更に伴って十分検討された防衛システムの再構築、全体防衛の変更の一環をなすものである。

(1) 任務

高度に発達した現代社会は、様々な機能

が相互に密接に依存し、極めて複雑なものとなっている。そのため社会が孕む脆弱性は増大し、そこに発生する多種多様な事件に的確に対処することが極めて困難になってきている。このような状況下では、地方自治体をはじめ社会のさまざまな組織の緊密な連携協力が求められる。KBMは、社会の持つ脆弱性を除去し緊急事態への対処能力を強化するため、危機に対する事前準備から事後対応にいたる計画と調整を主たる任務とする。すなわち全体的な計画の立案・改訂とともに資源の配分手続きに責任を持ち、社会の組織的、機動的な対応を確保する。

KBM の任務は、設置令の第1条から第12 条に規定されており、以下のように大別で きる。

- ① 危機管理、緊急事態態勢の構築のため 社会の各組織との連携・協力
- ② 危機管理に関する諸活動に対する支援
- ③ 危機管理に関する企画・立案及び評価
- ④ 危機管理に関する知識・情報の収集及び提供
- 社会における情報セキリュティーの確保
- ⑥ 安全かつ効果的な無線通信管理システム (RAKEL-system) の構築及び運営
- ⑦ 国際協力

(2) 協力体制

緊急事態態勢に際して、KBM は地方自治体、行政機関を支援する。特に通信、管理・運営方法、技術的運営支援に関する問題について助言を与え、専門家を派遣する。しかし、作戦への参画や他の行政機関の権限に容喙したりすることはない。

(i) 関係行政機関の協力

平時の危機管理や緊急事態態勢における 関係行政機関の所管、協力については、技 術インフラ、運輸、強力な伝染性物質・有 毒化学物質・放射能物質の拡散、経済セキュリティー、分野間の調整・協力・情報、防護・ 救難・保護の6分野における関係機関が明定 されている(命令の別表)。

(ii) 地方組織に対する支援

KBM が地方組織に対して行う支援は、次のとおりである。

- ・それぞれ地域レベル、地方レベルの地理的 領域の責任を有するコミューン及びレー ン庁に各種の支援を行う。
- ・ランスティングが社会の危機管理システムにおいて明確な役割を持つようにする。
- ・通信における脆弱性をなくすため、予備 人員と技術による支援を行い、レーン庁 の管理運営能力の強化を図る。
- ・管理運営能力を強化し、上水道や暖房施設 等における脆弱性をなくすため、コミュー ンを支援する。
- ・コミューン、ランスティング及びレーン 庁によるリスク分析及び脆弱性の分析業 務の向上を図る。

(3) 組織 [図参照]

KBMは、国防省の管轄下にある機関 (庁)で、庁舎はストックホルムとスウェーデン中部の人口9000人ほどのソレフテオ (Sollefteå)というコミューンにある。執行部と技術部を除く各部の管理部門がストックホルムに、技術部と危機管理部、総務部及び情報部の一部がソレフテオに置かれている。職員は175名、うち55名がソレフテオに配属されている。

庁には KBM 長官と 10 名の委員からなる 執行委員会が置かれる。委員は、KBM の業 務と関連する行政機関の長 2、国会議員 2、 地方自治体の代表 2、経済産業界代表 1、学 識経験者 1、それに職員団体 (SACO、ST) の代表各 1 で構成される。長官が委員長を 務める。KBM の業務を執行する執行部は、 長官と長官代理を務める次長で構成する。

また、KBM に対する支援と連携協力を目的とする評議会や代表団が6存在する。

· 経済産業協力評議会

公的機関と経済産業団体とが協力して社会 の脆弱性を除去するための方策を協議する。航 空庁、地方公共団体やエリクソン、サーブ等 の企業代表 12 名で構成。議長は KBM 長官。

· 宗教団体危機管理評議会

宗教団体と KBM 間の危機管理に関する情報 交換のネットワーク。国内及び国際的な緊急 事態に関する団体間の連携・協力を強化するこ とも重要な任務である。イスラム、ユダヤ、ロー マカトリック、スウェーデン教会など7者で 構成。議長は KBM 長官。

· 科学評議会

調査研究資金の申請を審査。調査研究報告 書を評価するとともに、調査結果の普及・宣伝 方法をアドバイスする。大学教授、研究所代 表等7名で構成。議長はKBMの調査部長。

・CBRN 評議会

CBRN、すなわち化学、生物、放射線、核 関連問題に関し KBM を補佐する。KBM と評 議会メンバーに専用のネットワークを構築し、 アクセスさせること。国防軍、KBM、沿岸警 備隊、社会保健省、農林省、コミューン連合 会、全体防衛研究所など 16 機関で構成。議長 は KBM 次長。

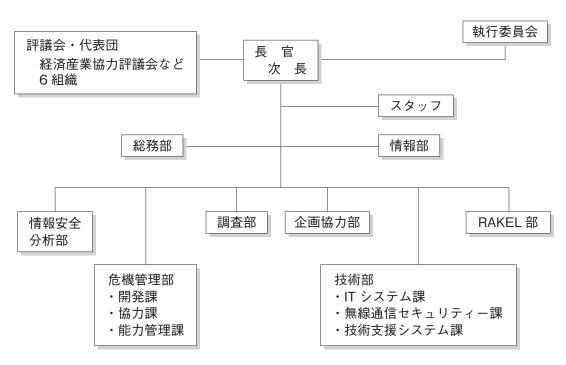
·情報安全評議会

多様な対策の必要性を周知させる。評議会メンバーがそれぞれの経験を交換し、各自の能力を認識できる専用のネットワークを構築。エリクソン等の企業、国防軍、国防大学校、郵便・電信電話庁、全体防衛研究所など13機関で構成。議長は KBM 次長。

・RAKEL (安全かつ効果的な無線通信管理) 代表団

RAKEL システムに関する戦略・戦術上の問

図:危機管理庁の組織(2005.3.1 現在)



(出典) 危機管理庁ウエッブサイト

題を議論し、確認する。国防軍、地方自治体 の連合会、沿岸警備隊、救難庁等6つの主要 な利用機関で構成。議長は KBM 次長。

6 救難救護庁

救難救護庁は、救急・救難を所管する国の中央行政機関で国防省の管轄下にある。主要な任務は、救難・救護、事故や損害の防止、核施設からの放出放射能物質の除去及び人体・財産・環境等に損害を与える危険物の陸上輸送事故である。また火災や爆発物に関する問題や重大な化学関係事故の防止等に関する問題に関しても権限を有する(救難救護庁設置法第1条)。

救難救護庁は、事故予防部、救護支援部、作 戦部、監視部、危険·安全教育センターの4部 1センターからなる。救難救護庁と危険・安全 教育センターには政府の任命する各9名の委 員で構成する執行委員会が置かれ、いずれも 長官が委員長を務める。

救難救護関係の法令は業務ごとに多数存在 するが、基本的なものは、事故防護に関する 法律 (2003:778)、事故防護に関する命令 (2003: 789)、救難救護庁設置令 (1988:1040) である。

7 沿岸警備庁 (KBV)

KBVは、国防省の管轄下にある機関で、海洋警備その他の海洋に関する監視活動及び環境保護活動を任務とする(沿岸警備庁設置法第1条)。海上警備・監視活動には、警察活動、輸出入(税関)管理の一部、漁業監視、海上交通・海上安全活動、環境監視が、保護活動には特に重油等の環境汚染に対する保全活動が含まれる。

KBV は、本部及び東西南北の各方面部と沿岸警備飛行隊からなる。また長官を含む 10 名の委員で構成する執行委員会が置かれ、長官が委員長を務める。

KBV に関する主要な法令は、沿岸警備庁の警察警備活動に関する法律 (1982:395)、沿岸警備庁の警察警備活動に関する命令 (1983:124)、沿岸警備庁設置令 (1988:256) である。

Ⅲ 法制の枠組み

スウェーデンの安全保障は、軍事と非軍事を対象とする全体防衛によっており、その体制は地方自治体を中心とした各種団体との緊密な連携・協力の上に全国的なレベルで整備されている。そのためこれに関係する法令は膨大な数に上り、関係法令集に記載されている主要な法令だけでも統治法典以下 200 近くを数える。

憲法レベルでは、基本法を構成する統治法 典の第13章には「戦争及び戦争の危険」の タイトルのもとに戦争に関する全13条の規定 がある。法律、命令については、KBMのサ イトに所管に係る重要な法令が列挙されてい る。今回は、そのうち全体防衛及び緊急事態 態勢に関する法律(1992:1403). 平時の危機 管理及び緊急事態態勢のための措置に関する 命令(2002:472)、危機管理庁設置令(2002: 518) を翻訳した(後掲)。その他の主な法律と しては、民間防衛に関する法律(1994:1720)、 コミューン及びランスティングにおける平時 の非常事態に関する法律(2002:833)、全体 防衛義務に関する法律(1994:1809)、安全保 護法 (1996:627)、機密法 (1980:100)、戦争 又は戦争の危険がある場合の地方自治体、行 政機関及び裁判所における手続に関する法律 (1998:97)、社会的に重要な建造物等の防護に 関する法律(1990:217)、全体防衛に参加した 者に対する一定補償の手続に関する法律(1991: 1488)、女性に対する軍事役務又は民間防衛役 務のための長期基礎教育に関する法律(1994: 1810) などがある。

(注)

- (1) 記述にあたっては、その多くを国防省をはじめ各機関のウエッブサイトに拠った。国防省については、許可を得て特に明示する場合を除き個々の引用先等を省略した(国防省 2004. 12. 09)。
- (2) 本稿及び翻訳中の法令、機関、組織の名称は確定した邦訳ではない。特に、機関名は、英訳 (Governments on the WWW: Sweden < http://www.gksoft.com/govt/en/se. html >) 等を参照して翻訳した。
- (3) トータル・ディフェンス (Total Defense) は全体防衛、総合防衛、シビル・ディフェンス (Civil Defense) は民間防衛、市民防衛などと訳されるが、統一的な定義があるわけではなく、国により内容は異なる。松浦一夫「ドイツの民間防衛法制 ドイツ防衛法制研究 (Ⅱ) 」『防衛法研究』 25, 2001, pp.33-35. など。
- (4) 岩島久夫「スウェーデンの国防合理化への道 トータル・ディフェンス政策の実態分析」『現代の安 全保障』日本国際政治学会, 1979. 10, p.40.
- (5) Björn von Sydow, Sweden's Security in the 21st Century. (Ministry Publication Series), Defense Commission; A new Structure for Enhanced Security-Network Defence and Crisis Management (A summary). (Ministry Publication Series 2001:44), Defense Commission, 2001. などを参照。
- (6) 郷田豊 「同盟国におけるシビル・ディフェンス」 『新 防衛論集』 11-4, 1984. 3, pp.46-48.
- (7) この法律は、民間防衛におけるコミューンとランスティングの責務、地域防護組織等の組織、住民の保護について規定するもので、事態準備態勢のための準備、緊急事態態勢下における活動、地域防護組織(hemskydd)、職域防護組織(verkskydd)、シェルター等の防護施設、財産所有者の特別義務、疎開及び宿泊施設等の11章からなる。
- (8) 廃止された緊急事態令 (1993:242)、民間緊急事態庁設置令 (1988:1122) など。
- (9) スウェーデンの地方制度について簡単に説明する

と、スウェーデンは 21 のレーン (län 英訳 county) によって区分され、地方自治体として、一のレーン を所管するランスティング (landsting 英訳 county council) と市町村に相当する 290 のコミューン (kommun 英訳 municipal council) が存在する (地方自治法第 1 章第 1 条、第 2 条)。

ランスティングは保健医療、障害者サービス・支援、教育、文化活動などを、コミューンは保育・学校、住宅、防災などの日常的サービスをその事務とする。このほかに地方において国の事務を執行する組織としてレーン庁(länstyrelse 英訳 county administrative board)が存在する。国の方針や政策の実施に関する監督、地方レベルの計画の調整、国と地方自治体間の調整等を主たる任務とする。ランスティング、コミューンのメンバーはそれぞれレーン及びコミューンの住民の選挙で選出され、レーン庁の長は政府により任命される。したがってスウェーデンの地方行政は、国レベルがレーン庁、地方レベルがランスティング、地域レベルがコミューンという3層構造になっている。

- (10) 危機管理システムにおける基本原則。平時の状況 下で特定の活動に対して責任を有する者は危機状況 や戦時にあっても同様の責任を負う責任の原則、活 動の拠点と組織は危機状況や戦時にあっても可能な 限り平時と同様であるとする類似の原則、危機はそ れが発生した場所で、かつ、もっともそれに関係が あり責任を有する者が対処すべき近接の原則がとら れている。
- (11) 最近の緊急事態対処の事例に、2005 年 1 月中旬 にスウェーデン南部を襲った Gudrun と名づけられ た大暴風雨がある。概要は危機管理庁のサイトを参 照 (last access 2005. 3. 20)。

(12) 政府と政府事務局

政府 (Regeringen 英訳 The Government) は国の最高の執行、政策決定機関で、国会が選任する総理大臣及びその他の大臣を持って構成する (統治法典第6章)。内閣に相当する。政府事務局 (Regeringskansliet 英訳 The Government Offices)

- は各省、首相府及び行政省で構成され、政府の行政権の行使を補佐する(統治法典第7章)。両組織の詳細は政府のサイトを参照(< http://www.regeringen.se >
- (13) Krisberedskapsmyndigheten (英訳は The Swedish Emergency Management Agency (SEMA) 因みに米国の緊急事態所管官庁は、連邦緊急事態管理庁 (FEMA: Federal Emergency Management Agency) である。危機管理庁に関する説明は、ほぼ同庁のサイト < http://www.krisberedskapsmyndigheten.se >に拠った。
- (14) Överstyrelsen för civil beredskap (英訳は The Swedish Agency for Civil Emergency Planning)、民間緊急事態庁は 1986 年に設置 (根拠法:民間緊急事態庁設置令 1986:423、同 1988:1122)、2002年6月30日廃止。<http://www.ocb.se>(last access 2002, 4, 22)
- (15) 「平時の危機管理及び緊急事態態勢のための措置 に関する命令」(2002:472)、「危機管理庁設置令」 (2002:518)
- (16) Society's security and preparedness, Fact sheet, MoD, 2002.3 (Government bill 2001/02: 158)
- (17) 緊急事態対処強化の予算として 19 億クローナ (約300 億円) が計上されている。(Ann-Louise Eksborg, The Swedish Emergency Management Agency: Experiences and Conclusions after Two Years, The Swedish Emergency Management Agency, 2004, p.5)
- (18) 注9参照。
- (19) SACO は専門職労働組合総同盟、ST は国家公務 員労働組合。
- 20 救難救護庁 (Räddningsverket) のサイト<

- http://www.srv.se > (last access 2005. 4. 2)
- (21) 沿岸警備庁 (Kustbevakningen) のサイト < http://www. kbv. se > (last access 2005. 4. 2)
- (22) Försvarsdepartementet, Författningshandbok för totalförsvar och skydd mot olyckor (全体防衛・緊急事態関係法令集) 2002/03. Stockholm, 2002, p.581.

(参考文献)

- (1) グスタフソン,ルイ 穴見明訳『スウェーデンの 地方自治』早稲田大学出版部,2000.
- (2) 佐々木良「FEMA (連邦緊急事態管理庁) の組織と活動 第二版」『調査と情報 ISSUE BRIEF』 383, 国立国会図書館, 2002. 2.
- (3) 高三潴美穂「FEMA (連邦緊急事態管理庁) の組織と活動 自然災害時の活動を中心に 」『調査と情報 ISSUE BRIEF』312, 1998. 6.
- (4) 角田文衛『北欧史』(世界各国史6) 山川出版社, 1975.
- (5) Ministry of Defence. *This is the Ministry of Defence*. (Fö 03. 002) 2003.
- (6) Strand, Peter. The Military and Defence System in Sweden. (Research Report) Research Service of the Swedish Parliament, 2004. 1.
- (7) International CEP Handbook 2002. ÖCB (The Swedish Agency for Civil Emergency Planning). 2002. p.237. (CEP とは Civil Emergency Planning in the NATO/EAPC countries をいう。)

(もりやま たかね・前調査及び立法考査局長)

(本稿は、筆者が調査及び立法考査局長として 在職中に執筆したものである。)

全体防衛及び緊急事態態勢に関する法律

(1992 年法令第 1403 号)

Lag (1992:1403) om totalförsvar och höjd beredskap

森山 高根訳

第1条

全体防衛は、スウェーデンが戦争の準備を 行うために必要な活動である。国の防衛能力を 強化するため、準備態勢を高度化することがで きる。緊急事態態勢は、厳戒緊急事態態勢又は 最高緊急事態態勢のいずれかとする。最高緊急 事態態勢のもとにおける全体防衛は、そのとき 遂行しなければならない社会の全活動である。

全体防衛は、軍事活動(軍事防衛)及び民事活動(民間防衛)からなる。

第2条

全体防衛の資源は、国際平和の推進及び人 道主義にもとづく活動に対しても使用するこ とができるよう、かつ、社会における深刻な 事態の防止及び対処の能力を強化することが できるよう構築されなければならない。

第3条

スウェーデンが戦争状態にあるときは、最 高緊急事態態勢がとられる。

スウェーデンが戦争の危険に瀕しているとき、又はスウェーデンの国境外で戦争が存在すること若しくはスウェーデンが戦争中若しくは戦争の危険に瀕していたことにより惹起された非常事態が存在するときは、政府は、厳戒緊急事態態勢又は最高緊急事態態勢の決定を行うことができる。

第4条

前条の決定は、国土の一部又は特定の活動 について行うことができる。

第5条

第3条に規定する事態がもはや存在しない ときは、政府は、緊急事態態勢が適用されな い旨を決定しなければならない。

第6条

緊急事態態勢の決定は、政府の定める方法 により、周知されなければならない。

第7条

緊急事態態勢において、コミューン及びランスティングは、その状況下で全体防衛の任務を遂行するために必要な業務の計画策定及び調整、職員の勤務及び休暇並びに利用可能な資源の利用について特別の措置を講じなければならない。

緊急事態態勢において、協定その他の理由により戦時においてもその業務を執行する義務を有する組織及び会社は、その状況下で義務を果たすために必要とされる、業務の計画策定及び調整、職員の勤務及び休暇並びに利用可能な資源の利用について特別の措置を講じなければならない。

その他緊急事態態勢については、別の法令 に定めるところによる。

(訳注)

 以下に翻訳する3本の法令は、いずれも Notisum 社の法令データベース Rättsnätet の 2005. 3. 1 現在 のテキストによった。

(もりやま たかね・前調査及び立法考査局長)

平時の危機管理及び 緊急事態態勢のための措置に関する命令

(2002年法令第472号)

Förordning (2002:472) om åtgärder för fredstida krishantering och höjd beredskap

森山 高根訳

総則

第1条

この命令は、平時の危機管理に関する規定 及び全体防衛及び緊急事態態勢に関する法律 (1992:1403) に規定する事項に関する規定よ りなる。

この命令の規定は、法律又は他の命令で別 に定める場合を除き、これを適用する。

第2条

第3条から第12条まで及び第22条の規定は、 政府事務局及び国防軍を除き、国の行政機関 に適用する。

平時の危機管理

リスク及び脆弱性の分析

第3条

行政機関は、毎年、危機管理能力の強化を 目的として、特に当該機関の所管領域におけ る活動能力に重大な影響を及ぼす脆弱性及び リスクについて分析を行うものとする。

行政機関は、分析を行うにあたり、次に掲 げる事項を特に顧慮しなければならない。

- 1 急激に、予測できず、かつ、警告なしに生じる状況
- 2 差し迫った決定及び社会の他の諸組織との 協力が必要とされる状況
- 3 社会の機能又は必要な資源の入手に重大な

影響を及ぼす状況

4 行政機関の所管領域におけるきわめて重大 な状況に対処する能力

行政機関は、リスク及び脆弱性に関する分析作業の結果を評価し、かつ、報告書を作成するものとする。分析結果は、年次報告書の提出時に政府事務局に提出するものとする。

平時の危機管理のための特別な責務

第4条

この命令の別表に掲げる行政機関は、当該 別表の協力分野において明示される脆弱性及 びリスクを予防し、阻止し、制限するための 準備計画を立案し、実施するものとする。

その場合、行政機関は、特に次に掲げることを行わなければならない。

- 1 当該分野を所管する行政機関として、レーン庁と協力すること。
- 2 関係する他の国家行政機関、コミューン、 ランスティング、団体及び事業者と協力する こと。
- 3 調査及び開発の実施並びにその他の情報を 入手することの必要性に留意すること。
- 4 業務の執行に必要な技術システムの安全性 要件に留意すること。

第5条

第4条に規定する責務を有する行政機関は、 第3条に規定する状況が生じたときは、政府に 対し、その所管領域における事件の経緯、状

10 外国の立法 224 (2005.5)

況及び予想される展開並びに実施済みの措置 及び実施予定の措置について通知しなければ ならない。

準備態勢計画の策定及び緊急事態態勢に おける措置

行政機関による準備態勢計画の策定 第6条

行政機関は、その業務について全体防衛の 要件を顧慮しなければならない。行政機関に よる全体防衛のための計画策定には、緊急事 態態勢下において、当該行政機関が職員の動 員その他の状況を考慮して、可能な限りその 業務を続行することが内容とされなければな らない。

行政機関による全体防衛のための計画策定 は、関係国家行政機関、コミューン、ランスティ ング、団体及び事業者と協力して行うものと する。

第7条

一の行政機関に雇用されている職員で全体 防衛に関して別途使用されない職員は、雇用 協定により、当該機関に戦時配置することが できる。

行政機関は、雇用協定により当該機関に戦 時配置される職員及び現在勤務している行政 機関以外の機関での勤務を指示される職員に 対し、文書をもって、その者の戦時配置及び 予定される勤務について通知しなければなら ない。通知には配置場所に関する情報を記載 しなければならない。

緊急事態態勢の事前及び態勢時における 特別の責務

第8条

緊急事態態勢時に各所管領域において要求

される事前準備を行う責任を有する行政機関 (警備責任行政機関) については、この命令の 別表による。この行政機関は、特に次に掲げ ることを行わなければならない。

- 1 安全保障政策の変更に当該機関の活動を適 合させることができるよう計画立案するこ ے ح
- 2 周辺監視並びにリスク及び脆弱性の分析並 びに緊急事態態勢時における当該行政機関の 任務を明らかにするために必要な措置を講じ ること。
- 3 安全対策上逼迫した状況に行政機関の業務 が適応することができない緊急事態態勢時の 業務のために、関係職員を選抜し、教育し、 訓練すること。
- 4 安全対策上逼迫した状況に調達が適応する ことができない緊急事態態勢時に、緊急事態 態勢のために配賦された資金により、自己の 任務を確保するために必要な物品及び装備を 入手すること。

第9条

緊急事態態勢時において、警備責任行政機 関は、まず全体防衛にとって重要である任務 に活動を集中させなければならない。平時の 業務は、可能な場合に、通常の範囲で行うも のとする。

第 10 条

緊急事態態勢時において、警備責任行政機 関は、政府に対し、その所管領域における事 件の経緯、状況及び予想される展開並びに実 施済みの措置及び実施予定の措置について通 知しなければならない。

第11条

警備責任行政機関は、緊急事態態勢時にお いてもその任務を十分果たすことができるよ うコンピュータシステム及び通信システムの 安全性を確保する責務を負う。

第12条

信号防護システムを有する警備責任行政機関は、執務時間中に暗号文を送受信することができる。緊急事態態勢時においては、執務時間外であっても暗号文を送受信することができる。

第13条

防衛調達庁、国防無線局、国防大学校、全体防衛調査研究所、全体防衛兵役庁及び施設庁は、国防軍が国防軍令(2000:555)第8条に規定する通知義務を果たすために必要とする基礎資料を、国防軍に提供しなければならない。

緊急事態態勢に関する決定の通報 第 14 条

スウェーデンにおける準備態勢が厳戒又は 最高の緊急事態態勢になったときは、その旨 を、法令の公示に関する法律(1976:633)第 4条に規定する方法による外、ラジオ及びテレ ビにより通報する。最高緊急事態態勢が全土 にしかれるときは、政府は、その旨を緊急事 態態勢警報によっても通報すべきことを決定 することができる。

第15条

緊急事態態勢警報は、屋外警報施設から 15 秒間隔で 30 秒の警報信号を 5 分間発すること により行う。

緊急事態態勢における措置

第16条

準備態勢が高度化されたときは、国防軍は、 政府が定める範囲内で戦時体制をとらなけれ ばならない。緊急事態態勢警報が発せられた ときは、全軍が戦時体制に入るものとする。

第17条

準備態勢が高度化されたときは、警備責任 行政機関は、第9条から第13条までに規定す る措置を講じなければならない。

緊急事態態勢においてコミューン及びランスティングのとるべき対応については、民間防衛に関する法律 (1994:1720) 及び民間防衛に関する命令 (1995:128) で定める。最高緊急事態態勢において、コミューン及びランスティングは、戦時体制に移行するものとする。

緊急事態態勢警報が発せられたときは、コミューン及びランスティング並びに宗教団体及びその他の私的団体並びに協定その他の理由により戦時においてもその業務を行う義務を有する事業者は、戦時体制に移行するものとする。

第18条

緊急事態態勢警報が発せられたときは、直 ちに、次に掲げる各法令を完全に適用する。

- ・特定の場合における船舶等による移動又は利 用提供の禁止に関する法律(1939:299)
- ・スウェーデン船舶による貨物輸送に関する特別の規定を有する法律(1940:176)
- ・戦時下における支払い制度に関する法律 (1957:684)
- ・スウェーデン船舶による貨物輸送に関する特別の規定を有する法律(1940:176)の適用 に関する告示(1960:516)
- ・戦争等における水力発電の利用に対する特定 の措置に関する法律(1962:627)
- · 戦時商法 (1964:19)
- ・処分法 (1978:262)
- ・配給法 (1978:268)
- ・戦争等における国境警備に関する法律 (1979:

12 外国の立法 224 (2005.5)

1088)

- ・労働権に関する準備態勢法 (1987:1262)
- ・戦争及び戦争の危険等におけるコミューン、 行政機関及び裁判所の手続きに関する法律 (1988:97)
- ·価格統制法 (1989:978)
- ・戦争及び戦争の危険等における公立学校制度 に関する命令(1991:1195)
- ・戦争及び戦争の危険における国立学校の活動 に関する命令(1991:1269)
- ・移転及び取壊しに関する法律(1992:1402)
- ・強制労働仲裁法(1994:2077)
- ・戦争及び戦争の危険等における課税、通関手 続き及び国民登録に関する法律(1995:439)
- ・戦争及び戦争の危険等における保険業務に関 する法律(1999:890)

緊急事態態勢警報の場合については、さら にレーン庁設置令(2002:864) 第54条から第 59条までの規定を直ちに適用する。

第19条

緊急事態態勢警報が発せられたときは、次 のことを行わなければならない。

- 1 車輌修理サービスは、車輌修理サービスに 関する命令(2000:754)の定めるところに従っ て行うこと。
- 2 建築及び修理の準備態勢は、建築及び修理 の準備体制に関する命令(1989:205)の定め るところに従って行うこと。

第20条

緊急事態態勢警報とは、全体防衛義務に関 する法律(1994:1809) 第6章第1条に規定す る一般奉仕義務に関する命令をいう。

緊急事態態勢警報とは、さらに、国防軍におけ る沿岸警備隊の利用に関する命令 (1982:314) 第1条に規定する命令をいう。

緊急事態態勢警報とは、又、スウェーデン 船舶による貨物輸送に関する特別の規定を有 する法律(1940:176) 第2条及び海上交通規 則 (1986:300) 第4章第1条に規定する命令 をいう。

第21条

緊急事態態勢警報は、全体防衛義務に関す る法律(1994:1809) に従い、又はその他の 理由により、全体防衛において戦時配備され る者に対してなされる、配置命令若しくはそ れに相当する行為に従い直ちに役務につくべ き旨の命令を意味する。緊急事態態勢警報は、 又、全体防衛に必要な財産の収用に関する命 令(1992:391)により、平時において収用さ れた財産が発布された収用通知に従って直ち に供用されなければならないことを意味する。

執行規定

第22条

危機管理庁は、防衛調達庁、国防無線局、沿 岸警備隊、国防大学校、全体防衛調査研究所 及び施設庁に関する場合を除き、第6条から 第12条の規定の執行に必要な追加規定を通知 することができる。

(訳注)

- (1) 命令 (förordning) は、法律の授権により政府が 定める法規命令をさす。
- (2) 信号防護システム (signalskyddssystem) 危機管 理庁は、政府事務局、警備責任行政機関、レーン庁、 ランスティング、警察、社会的に重要な企業に暗号 機器を提供し、それを用いて電話やファックスで情 報交換をする。また一定の機関は暗号用の PC を有 する。

(もりやま たかね・前調査及び立法考査局長)

別表 協力分野及び分野において特別の責任を有する行政機関一覧

協力分野	協力分野において特別の責任を有する行政機関	第4条の責任	第8条の責任
技術インフラ	スウェーデン電力市場 電気安全庁 危機管理庁 食糧庁 郵便通信庁 エネルギー庁 原子力発電監視局	00000	00000
運輸	鉄道庁 航空庁 海運庁 道路庁	0 0 0	0 0 0
強力な伝染性物質、 有毒化学物質及び放 射能物質の拡散	沿岸警備庁 食糧庁 国家警察庁 伝染病予防研究所 社会厚生庁 農業庁 原子力発電監視局 救難救護庁 放射能防護研究所 国立獣医学研究所 関税局	00000000000	0000000000
経済的 セキュリティー	雇用庁 財政管理庁 金融監督局 保険庁 国債庁 国税庁 エネルギー庁 農業庁 関税局 産業開発庁	0000000	000000000
分野間の調整、 協力、情報	財政管理庁 危機管理庁 国土地理局 レーン庁 国税庁 中央統計局 心理防衛委員会	00000	00000
防護、救難、救護	沿岸警備庁 航空庁 移民局 国家警察庁 海運庁 社会厚生庁 救難救護庁 放射能防護研究所 関税局	00000000	00000000

危機管理庁設置令

(2002年法令第518号)

Förordning (2002:518) med instruktion för Krisberedskapsmyndigheten

森山 高根訳

任務

第1条

危機管理庁は、危機管理及び民間防衛に係 る社会の安全に関する問題を所掌する中央行 政機関である。この関係において、危機管理 とは、平時の危機管理及び緊急事態態勢のた めの措置に関する命令(2002:472) 第3条に 規定する状況における措置をいう。危機管理 庁は、その所管の範囲で、関係する社会の諸 機関と協力して、社会的脆弱性の解消並びに 社会の危機管理能力の拡大及び強化を図るも のとする。

危機管理庁は、次の各号に掲げることを行う。

- 1 コミューン、ランスティング、レーン庁及 び中央行政機関における危機管理能力の強化 を図ること。
- 2 公的な機関、組織及び経済界間における協 力のために活動すること。
- 3 危機の状況において公的機関に対する支援 の提供を可能とすること。

第2条

危機管理庁は、所管の範囲で、次の各号に 掲げることを行うものとする。

- 1 周辺状況を監視し、かつ、状況分析を行う こと。
- 2 調査・研究を行い、かつ、その結果を認識し、 分析し、提供すること。
- 3 リスク及び脆弱性の分析をまとめ、それを 総合的に分析すること。

第3条

危機管理庁は、危機管理及び民間防衛に関 し、特に次の各号により、準備態勢を強化す るための措置に関する計画策定の調整をする ものとする。

- 1 計画策定の方針を決めること。
- 2 計画策定の基礎となる提案、特に政府が割 り当てた資金の配分に関する提案を政府に対 して行うこと。
- 3 政府が決定した計画策定の条件の下に、平 時の危機管理及び緊急事態態勢のための措置 に関する命令(2002:472)の別表に明示する 協力の範囲内で、危機管理庁の裁量に任され ている資金から支出すること。
- 4 リスク及び脆弱性の分析のための手法を開 発すること。
- 5 実施した準備態勢の措置を継続的に追跡、 評価すること。
- 6 核、生物、化学的戦闘手段への対応に関し、 協力領域間における協力及び調整を強化する こと。
- 7 民間防衛計画策定とそれに対応する軍事防 衛計画策定との調整を図ること。
- 8 社会の資源に対する需要に関して民事と軍 事の間の調整が重要となる問題については、 別段の定めがない限り、中央レベルの民間防 衛を優先すること。

第4条

危機管理庁は、特に次の各号により、社会 の危機管理能力に関する知識を広め、当該能 力を強化するものとする。

- 1 能力拡充の調整を図るとともに、所管の範囲で、社会の脆弱性、危機管理、安全政策及び全体防衛について、情報を提供し教育をおこなうこと。
- 2 教育及び訓練を企画し、立案し、実施すること。
- 3 地域防護組織を含む民間防衛に対する職員 及び能力の維持についての調整を行うこと。
- 4 危機時の情報伝達及び危機管理のための方策を開発すること。
- 5 志願制の国防組織が有する知識と能力が注目され、利用されるように活動すること。
- 6 宗教団体との合意に基づいて、所管の範囲 で当該団体の協力を主導し、調整すること。

第5条

危機管理庁は、情報セキュリティーに関する全体像を構築することにより、社会の情報セキュリティーに対する統一的な責任を有する。危機管理庁は、それに関し、次の各号に掲げることを行うものとする。

- 1 所管の範囲において、入手した根拠となる 情報を基に周辺状況の展開を分析し、かつ、 毎年、まとめた評価を政府に提出すること。
- 2 公的部門と経済産業界との協力を進展させること。
- 3 この問題に関する教育と情報の提供を図ること。

第6条

危機管理庁は、執行機関及び議決機関に対する技術的援助を進め、それを管理するものとする。危機管理庁は、その所管の範囲で、情報・通信のセキュリティー活動の調整を行うものとする。

第7条

危機管理庁は、有料で、他の行政機関並び

にコミューン及びランスティングに対する技術的援助の推進並びに管理を引き受けることができる。料金の額は、危機管理庁が定める。

第 7a 条

危機管理庁は、防護及び安全性のための無 線通信システム (RAKELシステム)を導入し、 管理し、発展させなければならない。その業 務は、当該システムの利用者の代表と緊密に 協力して行うものとする。危機管理庁は、シ ステムへの最大限の連結を図らなければなら ない。

システムは、有料で利用に供するものとする。料金の額は、危機管理庁が定める。

危機管理庁は、防護及び安全性のための無線通信システムの国際的な進展に従い、同様の活動を行う他国の機関又は組織と協力するものとする。

第8条

危機管理庁は、第1条に規定する危機状況 において、主として、所管領域に係る事態の 説明を行って政府事務局を補佐する権限を有 する。

第9条

危機管理庁は、国際状況の展開を把握し、所管に属する国際問題に関する基礎資料及び分析を政府事務局に提出するものとする。危機管理庁は、同様の活動を行う他国の機関と協力するものとする。危機管理庁は、「平和のためのパートナーシップ」の枠内での定期的業務について、政府事務局を補佐する。その業務には、民間の活動を推進する行政機関の参加を確保することも含む。

「平和のためのパートナーシップ」との協力 活動は、個別の協調プログラムに従い、かつ、 同組織の計画立案過程及びレビュー過程にお

16 外国の立法 224 (2005.5)

けるスウェーデンの協力について定められた 範囲内で、政府の特別な決定により行わなけ ればならない。

第10条

危機管理庁は、所管の範囲で、主に欧州連合 (EU) 及び「平和のための協調」の枠内におけ る国際的な訓練に関連する民間の活動を調整 する権限を有する。危機管理庁は、政府の決 定により、この訓練に責任を負うものとする。

危機管理庁は、その年次報告の提出と同時 に、当該年に同庁が締結した公法的性格を有 する全ての国際協約のリストとコピーを、政 府事務局(国防省)に提出しなければならない。 各協約について、その根拠となる政府決定が 明示されなければならない。

第11条

危機管理庁は、準備態勢計画の策定及び緊 急事態態勢において、民間防衛に係る準備態 勢状況に関する決定の基礎資料及び情報を提 供して、軍を支援するものとする。

第12条

危機管理庁は、環境法(1998:808)の第3 章から第5章及び計画・建設法(1987:10)の 民間防衛に関する規定を適用する根拠を提供 するものとする。

官庁業務令の適用

第13条

官庁業務令(1995:1322)は、第32条及び 第35条の規定を除き、庁に適用する。

庁の管理運営

第14条

危機管理庁の長は、危機管理庁長官である。 庁には、長官代理を務める次長を置く。

組織

第15条

経済産業協力評議会が危機管理庁と連携協 力する。その長は、危機管理庁長官とする。

評議会は、危機管理庁を支援し、社会にお ける脆弱性を減少させるための公的機関及び 経済産業界の協力に関して提案するものとす る。提案は、全てのレベルにおいて行うもの とする。

第16条

危機管理及び民間防衛における宗教団体の 協力に関する評議会が危機管理庁と連携協力 する。評議会は、第4条第6号の規定に従い、 庁を支援するものとする。評議会の長は、危 機管理庁長官とする。

第 16a 条

危機管理庁に RAKEL システムのための代表 団を置く。代表団は、システムの発展に関す る戦略的問題及び使用料に関する決定につい て提案を行うことにより、第7a条に規定する 危機管理庁の任務を補佐するものとする。代 表団は、危機管理庁長官又は長官がその代理 に指名する者並びに10人以下の委員及びその 代理で構成する。代表団には、システムの利 用者の代表を含むものとする。代表団の長は、 危機管理庁長官又は長官が指名する者とする。

職員代表

第 17 条

職員代表令(1987:1101)は、庁に適用する。

採用等

第 18 条

長官及び次長の任用は、政府の決定に基づ いて行う。その他の採用は、庁の決定に基づ いて行う。

第19条

第15条及び第16条に規定する評議会の委員 並びに第16a条に規定する代表団の委員及びそ の代理は、一定の任期をもって、危機管理庁が 選任する。

不服の申立て

第20条

危機管理庁の決定については、国防省所管に おける採用決定に対する不服申立てに関する命 令に別段の定めがないかぎり、政府に対し不服 を申し立てることができる。

経過規定

- 1 この命令は、2002年7月1日から施行する。 同時に、民間緊急事態庁設置令(1988:1122) は廃止する。
- 2 民間緊急事態庁が定めた規定は、危機管理 庁が2002年7月1日以降継続適用を指示する 場合を除き、2003年6月30日までにその適 用を停止する。

(訳注)

(1) 地域防護組織 (hemskydd) は、各コミューンに

- 一つ設置される組織で民間防衛の重要な部分をな す。歴史的には1930年代の防空組織に遡る。緊急 事態態勢下では、コミューンと住民との情報伝達や 住民の保護、救助にあたる(民間防衛に関する法律 第4章)。因みに人口1万5000人のあるコミューン では、全体を10の地区に分け、各地区に一つの防 護グループを置き、各グループには3名の代表が任 命されている。 < http://www.hultsfred.se/kansli/ civil/hso.htm >
- (2) 平和のためのパートナーシップ (PfP The Partnership for Peace)。NATO と非NATO 欧州各 国(欧州安全保障協力機構(OSCE)参加国を対象) との間で、安定の確保と紛争の防止を図るため、主 に軍事面での連携協力を行う体制。1994年に創設、 現在30カ国が参加。その活動のひとつに「民間緊 急事態計画 (CEP)」がある。p.8 の参考文献(7)参照。
 - (3) p.5 参照
 - (4) p.5 参照

(もりやま たかね・前調査及び立法考査局長)

(本稿は、筆者が調査及び立法考査局長として 在職中に執筆したものである。)